

青森市議会基本条例の達成状況に 関する検討結果報告書

令和8年8月17日

青森市議会 議会運営委員会

目 次

1 本編

1 条文の分類	1
2 検討結果	2
検討項目①「政策等の監視と評価」	2
検討項目②「市民意見の反映と政策立案等の向上」	5
検討項目③「わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保」	10
検討項目④「議員の政治倫理と政務活動」	14

2 参考資料

検討項目別会派等ごとの検討結果	17
-----------------------	----

青森市議会基本条例

(見直し手続)

第24条 議会は、一般選挙を経た議員の任期開始の日から当該任期の満了の日前までの間において、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。

2 前項の規定による検討に関する取扱いについては、議長が議会運営委員会に諮問し、決定する。

3 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

4 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

1 条文の分類

検討項目①	政策等の監視と評価
第2条第1号、第9条、第11条、第12条	

検討項目②	市民意見の反映と政策立案等の向上
第2条第2号、第3条第1号、第3条第2号、第3条第4号、 第7条、第14条、第17条、第18条、第19条	

検討項目③	わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
第2条第3号、第2条第4号、第2条第5号、第3条第5号、 第4条、第5条、第6条、第8条、第10条	

検討項目④	議員の政治倫理と政務活動
第3条第3号、第15条、第16条	

どの項目にも属さない条文	
第1条、第13条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条	

2 検討結果

検討項目①	政策等の監視と評価
-------	-----------

1 検討項目に係る条文

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

（1） 市民を代表する議決機関として、適正な市政運営が行われているか、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）における政策の実施状況を監視し、及び評価すること。

（2）～（5） 略

（市長等との関係の基本原則）

第9条 議会は、市長等と緊張ある関係を保持し、事務が公正かつ効率的に執行されているか監視するものとする。

（政策等の監視及び評価）

第11条 市長は、市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）を議会に提案したときは、次に掲げる事項の説明及び資料の提供を行うものとする。

- （1） 重要な政策等を必要とする背景
- （2） 検討した他の政策案の内容
- （3） 各種計画における根拠又は位置付け
- （4） 関係法令及び条例等
- （5） 財源措置
- （6） 将来における効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

（議員の資料要求）

第12条 議員は、本会議その他の会議における討議に資するため、市長等に対しその執行事務に関する資料の提供を求めることができる。

2 参考情報（実績）

（１）一般質問者数（第２条第１号及び第９条関係）

	第１回定例会	第２回定例会	第３回定例会	第４回定例会
令和５年	24 人	26 人	21 人	24 人
令和６年	25 人	24 人	27 人	25 人
令和７年	25 人	26 人	26 人	24 人

（２）予算及び決算特別委員会における質疑者数（第２条第１号及び第９条関係）

	第１回定例会	第２回定例会	第３回定例会	第４回定例会
令和５年	(予算) 20 人	(予算) 15 人	(予算) 15 人 (決算) 14 人	(予算) 17 人
令和６年	(予算) 19 人	(予算) 16 人	(予算) 15 人 (決算) 16 人	(予算) 17 人
令和７年	(予算) 19 人	(予算) 14 人	(予算) 15 人 (決算) 16 人	(予算) 14 人

（３）常任委員会・特別委員会の開催実績（第２条第１号及び第９条関係）

①常任委員会

	総務企画	文教経済	都市建設	民生環境
令和５年	12 回 6 時間 56 分	12 回 8 時間 54 分	12 回 6 時間 00 分	12 回 4 時間 57 分
令和６年	12 回 6 時間 47 分	12 回 11 時間 14 分	12 回 7 時間 15 分	12 回 7 時間 57 分
令和７年	12 回 6 時間 50 分	12 回 12 時間 59 分	12 回 8 時間 27 分	12 回 9 時間 35 分

②特別委員会

	雪対策	危機管理対策
令和５年	4 回 3 時間 01 分	4 回 54 分
令和６年	4 回 2 時間 12 分	5 回 1 時間 16 分
令和７年	5 回 4 時間 22 分	4 回 1 時間 15 分

3 達成度合いの評価

検討項目	達成度合いとその理由	
	達成評価	理由
①政策等の監視と評価	3.3	【自民クラブ会派 3点】 ・一般質問や予算・決算特別委員会における質問・質疑者は多く、一定の監視機能は果たされていると考える。しかし、政策後における政策評価に資する審議が十分に行われているとは言い難い。実行性のある評価機能としては限定的である。 【創青会会派 3点】 ・一定の取組は果たされているが、今後さらなる充実が望まれると考えるため。 【市民クラブ会派 4点】 ・資料提供の求めは少なかったと感じるものの、政策等の監視と評価はおおむね達成されたと考えるため。 【公明党会派 3点】 ・除排雪等に関する検証がまだ十分にされていないため。 【日本共産党会派 3点】 ・市長でなければ答弁できないような政策判断に対する質問について市長が答弁しない場面が散見されたため。 【立憲民主・社民会派 4点】 ・議会ごとに多数の議員が一般質問を行うことで、市への監視や評価は一定程度達成されていると考える。

【達成評価について】

5 十分達成された

4 おおむね達成された

3 一部達成された

2 ほとんど達成されていない

1 未着手

※各会派における達成評価値を合算し、会派数（6会派）で除した値の小数点第2位を四捨五入して算出

検討項目② 市民意見の反映と政策立案等の向上

1 検討項目に係る条文

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- （1） 略
- （2） 市民の多様な意見を的確に把握し市政に反映させるため、議員間の討議を積極的に行い、必要な政策を立案し、市長等に提言すること。
- （3）～（5） 略

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- （1） 議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- （2） 不断の研さんに努め、自己の能力及び資質を高めるとともに、市民の代表としてふさわしい活動すること。
- （3） 略
- （4） 市政全般の課題に対し、市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉と生活の向上に努めること。
- （5） 略

（議会報告会の開催等）

第7条 議会は、毎年一回以上議会報告会を開催する。ただし、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他議会報告会を開催しない特別の事情があるときは、この限りでない。

2 議会は、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により、市政全般にわたる動向を市民に伝え、意見交換を行い、政策提案の拡大を図るものとする。

（議員相互の討議）

第14条 議員は、議員相互の討議を積極的に行わなければならない。

（議会図書室）

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

2 議会図書室の管理運営については、別に定めるものとする。

（議員研修の充実）

第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

（議会事務局）

第19条 議会は、議会が円滑に運営され、議員の政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助するため、議会事務局の体制整備に努めるものとする。

2 参考情報（実績）

（１）請願・陳情の受理状況等（第３条第４号関係）

	請願	陳情
令和５年	８件 (うち採択４件)	４件
令和６年	６件 (うち採択３件)	７件
令和７年	８件 (うち採択０件)	７件

（２）議員とカダる会（議会報告会・意見交換会）等の実施状況（第７条関係）

<令和５年第１回>				
所管	総務企画常任委員会	文教経済常任委員会	都市建設常任委員会	民生環境常任委員会
開催日	令和５年５月１５日	令和５年５月１３日	令和５年５月１１日	令和５年５月１０日
会場	青森大学	青森市民ホール	男女共同参画プラザ カダール	油川市民センター
報告 内容	大学生に向け、議会の 仕事についてと議員の 仕事について紹介	令和５年第１回定例会 の主な出来事	令和５年第１回定例会 の主な出来事	令和５年第１回定例会 の主な出来事
意見 交換	投票率向上について	青森で働く/夢を叶える	まちづくり活性化につい て	病院の統合について
参加者	３７人（うち議員８人）	１６人（うち議員８人）	９人（うち議員８人）	１９人（うち議員８人）

<令和５年第２回>				
所管	総務企画常任委員会	文教経済常任委員会	都市建設常任委員会	民生環境常任委員会
開催日	令和５年１１月６日	令和５年１０月２０日	令和５年１１月７日	令和５年１１月２日
会場	青森県立青森中央高等 学校	青森公立大学	東部市民センター	大野市民センター
報告 内容	・議会の仕事、総務企 画常任委員会の仕事 ・議員の仕事	令和５年第３回定例会 の主な出来事	令和５年第３回定例会 の主な出来事	令和５年第３回定例会 の主な出来事
意見 交換	移住・定住について	ねぶた祭を中心とした青 森市の文化・伝統につい て	除排雪について	地球温暖化対策について
参加者	２０人（うち議員８人）	２４人（うち議員９人）	１８人（うち議員８人）	１０人（うち議員８人）

<令和6年第1回>				
所管	総務企画常任委員会	文教経済常任委員会	都市建設常任委員会	民生環境常任委員会
開催日	令和6年5月9日	令和6年5月15日	令和6年5月13日	令和6年5月9日
会場	横内市民センター	青森中央学院大学	浜田福祉館	東部市民センター
報告 内容	令和6年第1回定例会 の主な出来事	令和6年第1回定例会 の主な出来事	・令和6年第1回定例 会の主な出来事 ・操車場跡地の現状につ いて	令和6年第1回定例会 の主な出来事
意見 交換	防災について	こんな青森で暮らしたい ～いいところ悪いところ青森 市～	操車場跡地の利活用につ いて	ごみ問題について
参加者	17人（うち議員6人）	41人（うち議員8人）	39人（うち議員8人）	21人（うち議員7人）

<令和6年第2回>				
所管	総務企画常任委員会	文教経済常任委員会	都市建設常任委員会	民生環境常任委員会
開催日	令和6年11月8日	令和6年11月6日	令和6年11月6日	令和6年11月5日
会場	青森市役所 柳川庁舎	青森大学	沖館市民センター	西部市民センター
報告 内容	総務企画常任委員会の 所管事項について	—	令和6年第3回定例会 の主な出来事	令和6年第3回定例会 の主な出来事
意見 交換	移住定住促進事業につ いて	青森市への思い～若者の 人口流出について～	バスについて	高齢者福祉について
参加者	18人（うち議員9人）	56人（うち議員8人）	28人（うち議員8人）	23人（うち議員8人）

<令和7年第1回>				
所管	総務企画常任委員会	文教経済常任委員会	都市建設常任委員会	民生環境常任委員会
開催日	令和7年5月20日	令和7年5月14日	令和7年5月8日	令和7年5月9日
会場	カクヒログループスー パーアリーナ	青森公立大学	青森市役所 本庁舎	青森市役所 駅前庁舎
報告 内容	令和7年第1回臨時会 及び第1回定例会の主 な出来事	令和7年第1回臨時会及 び第1回定例会の主な出 来事	令和7年第1回臨時会及 び第1回定例会の主な出 来事	—
意見 交換	災害・防災について	ふるさとへの思い～若者 の人口流出	除排雪について	青森市の子育て支援につ いて
参加者	26人（うち議員6人）	37人（うち議員8人）	15人（うち議員7人）	28人（うち議員8人）

<令和7年第2回>				
所管	総務企画常任委員会	文教経済常任委員会	都市建設常任委員会	民生環境常任委員会
開催日	令和7年11月18日	令和7年11月20日	令和7年11月20日	令和7年11月17日
会場	青森市立造道中学校	青森県立保健大学	青森市役所 本庁舎	沖館市民センター
報告 内容	令和7年第3回定例会 の主な出来事	令和7年第3回定例会 の主な出来事	令和7年第3回定例会 の主な出来事	—
意見 交換	青森市の総合計画・財政について 一考えよう！未来の青森市—	青森まちづくり400年について	除排雪について	高齢者支援について
参加者	43人（うち議員8人）	35人（うち議員8人）	16人（うち議員8人）	15人（うち議員8人）

<令和8年>				
所管	総務企画常任委員会	文教経済常任委員会	都市建設常任委員会	民生環境常任委員会
開催日	令和8年5月15日	令和8年5月13日	令和8年5月14日	令和8年5月16日
会場	青森市役所 本庁舎	青森大学	青森市役所 本庁舎	青森市役所 本庁舎
報告 内容	令和8年第1回定例会 の主な出来事	令和8年第1回定例会 の主な出来事	令和8年第1回定例会 の主な出来事	令和8年第1回定例会 の主な出来事
意見 交換	市役所って不便？ —知って楽々！DX—	青森市の大雪について	除排雪について	鳥獣被害について
参加者	21人（うち議員7人）	79人（うち議員13人）	12人（うち議員7人）	16人（うち議員8人）

（３）図書購入の実績（第17条関係）

	冊数	支出金額
令和5年度	16冊	87,340円
令和6年度	7冊	30,470円
令和7年度	5冊	38,670円

（４）議会改革に向けた取組事項

取組事項	関係条文
議長主催で通年議会に係る勉強会を実施すること	第18条
【実施内容等】 令和6年10月4日、議長主催の通年議会にかかる勉強会（講師 青森大学 佐藤淳教授）を実施し、本市議会の参考とした。	

3 達成度合いの評価

検討項目	達成度合いとその理由	
	達成評価	理由
②市民意見の反映と政策立案等の向上	3.0	【自民クラブ会派 3点】 ・議会報告会においては年1回以上の開催がされ、令和5年度から令和7年度において6回実施されている。しかしながら、学校授業等の一環で行われる以外の報告会は参加者が少ない状況となっており、広く市民の意見を反映する仕組みとしては十分機能していると言えない。また、政策形成及び立案能力の向上に向けた議員研修が限定的であった。 【創青会会派 4点】 ・おおむね適切に取り組まれていたと考えるため。 【市民クラブ会派 3点】 ・議員とカダる会等を通して、市民意見を集約しているが、議会を通して政策に反映されたかと言えば疑問が残るため。 【公明党会派 3点】 ・議員相互の討議が積極的に行われていないため。 【日本共産党会派 2点】 ・議員相互の討議について、本音で議論できる機会は少なかったと考えるため。 【立憲民主・社民会派 3点】 ・会派を超えての議員同士の意見交換の場があれば政策立案等の向上につながると考える。 ・議員図書室が充実しているとは言えず、暗く入りにくい雰囲気を利用しにくいと感じる。

【達成評価について】

5 十分達成された

4 おおむね達成された

3 一部達成された

2 ほとんど達成されていない

1 未着手

※各会派における達成評価値を合算し、会派数（6会派）で除した値の小数点第2位を四捨五入して算出

検討項目③ わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保

1 検討項目に係る条文

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

（1）・（2） 略

（3） 公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

（4） 市民が議会に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報を積極的に発信すること。

（5） わかりやすい議会運営を行い、市民の市政に対する関心を高めるよう努力すること。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

（1）～（4） 略

（5） 自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

（会議の公開）

第4条 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議を原則公開とする。

（議会の活動に関する情報の公開）

第5条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に積極的に公開するものとする。

（議案に対する賛否の公表）

第6条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するものとする。

（議長及び副議長志願者の所信表明）

第8条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民公開の場で所信を表明する機会を設けるものとする。

（一問一答による質疑応答）

第10条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

2 参考情報（実績）

（１）定例会の傍聴者数（第２条第３号～第５号、第４条関係）

	第１回定例会	第２回定例会	第３回定例会	第４回定例会
令和５年	86 人	122 人	69 人	80 人
令和６年	94 人	95 人	74 人	76 人
令和７年	78 人	65 人	71 人	35 人

（２）本会議の生中継・録画配信の閲覧状況（第２条第３号～第５号、第４条関係）

	生中継	録画配信
令和５年	15,232 件	6,882 件
令和６年	15,846 件	6,881 件
令和７年	12,121 件	11,483 件

（３）会議録・会議概要・会議資料のホームページ公開（第２条第３号～第５号、第４条、第５条関係）

公開している会議
本会議、常任委員（協議）会、特別委員会、全員協議会

※特別委員会の会議概要は付託議案等の審査を行った部分のみ

（４）本会議の傍聴に係る手話通訳の派遣実績（第２条第３号～第５号関係）

	派遣日数	通訳者派遣利用者	通訳者数	通訳者派遣時間
令和６年 第３回定例会	１日	２人	２人/日	約３時間/人
令和７年 第２回定例会	１日	４人	２人/日	約３時間/人

※令和５年は、派遣実績なし

（５）議案等に対する議員の賛否の公表（第６条関係）

公表している会議
本会議、常任委員会、特別委員会

(6) 所信表明会の開催状況（第8条関係）

＜令和4年11月28日＞	
議長志願者	小豆畑緑議員、奈良岡隆議員
副議長志願者	山本武朝議員、木戸喜美男議員

(7) 一般質問における一問一答方式の実施状況（第10条関係）

	第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会
令和5年	24人中24人	26人中26人	21人中21人	24人中24人
令和6年	25人中25人	24人中24人	27人中27人	25人中25人
令和7年	25人中25人	26人中26人	26人中26人	24人中24人

(8) 議会改革に向けた取組事項

取組事項	関係条文
議場モニターにパネルを写すこと	第2条第5号
【実施内容等】 一般質問等における資料表示等に係る議場モニター等使用基準を決定し、令和5年第2回定例会から議場モニターへの資料表示を可能とした。	

3 達成度合いの評価

検討項目	達成度合いとその理由	
	達成評価	理由
③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保	3.3	【自民クラブ会派 3点】 ・本会議及び全員協議会のインターネット配信、資料の公表など、情報公開の仕組み自体は整備されている。しかし、各委員会の会議資料は配信されているものの、各委員会のインターネット配信における設備が整っておらず、本会議及び全員協議会以外の情報が資料のみとなっていることから、市民の理解や関心の向上に十分つながっているとは言い難い。 【創青会会派 3点】 ・一定の取組は進められているが、より一層の充実が望まれると考えるため。 【市民クラブ会派 4点】 ・全ての会議が原則として公開して行われている点は評価するが、分かりやすいかは疑問が残るため。 【公明党会派 4点】 ・議員とカダる会の年2回開催、議会広報紙の見やすさなどで分かりやすい議会に努めているため。 【日本共産党会派 2点】 ・青森市議会会議規則において、質疑は自己の意見を述べるできないと規定しているが、市民に分かりやすい質疑とするためには改善の余地があると考えため。 【立憲民主・社民会派 4点】 ・議員とカダる会などで定期的に市民との対話の機会を設けており、一定程度目標を達成していると考える。

【達成評価について】

5 十分達成された

4 おおむね達成された

3 一部達成された

2 ほとんど達成されていない

1 未着手

※各会派における達成評価値を合算し、会派数（6会派）で除した値の小数点第2位を四捨五入して算出

検討項目④ 議員の政治倫理と政務活動

1 検討項目に係る条文

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

（１）・（２） 略

（３） 高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること。

（４）・（５） 略

（議員の政治倫理）

第15条 議員は、市民全体の代表者として、高い倫理性を常に自覚し、良識と責任感を持って、議員の品位の保持に努めなければならない。

（政務活動費）

第16条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査、研究に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行されなければならない。

2 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。

2 参考情報（実績）

（１）政務活動費の執行状況（第 16 条関係）

	交付決定額	返納額	執行額	執行率
令和 5 年度	34,560,000 円	4,484,580 円	30,075,420 円	87.02%
令和 6 年度	34,560,000 円	7,210,387 円	27,349,613 円	79.14%
令和 7 年度	34,560,000 円	7,756,103 円	26,803,897 円	77.56%

（２）政務活動費の支出に係る関係書類の公開状況（第 16 条関係）

閲覧対象書類（写し）
収支報告書、領収書、会計帳簿、支払証明書、ガソリン代計算書、タクシーチケット別紙明細、作成した印刷物、雇用台帳、事務所台帳、備品台帳、政務活動報告書
ホームページ公開書類（写し）
収支報告書、会計帳簿

（３）政務活動費の手引きの見直し（第 16 条関係）

令和 4 年 12 月 五次改訂
①ガソリン代（実走行距離による算出） ②駐車・タクシー料金（使用目的の記載） ③情報公開文書複写代等（支出用途の明確化）
令和 8 年 4 月 六次改訂
①資料購入費（電子書籍の購入） ②ガソリン代（実走行距離による充当時） ③電気自動車の充電代（算出方法） ④バス・電車・モノレール料金（交通系 IC カード） ⑤宿泊費（市旅費制度改正） ⑥電話料金、インターネット使用料（按分率） ⑦備品購入費・リース料（備品購入・リースを認めるものの例） ⑧送料（送付物の添付） ⑨各種ポイントの取扱い ⑩支払日（クレジットカード利用時） ⑪ETC 利用時の有料道路利用料 ⑫公共料金等の利用期間が年度をまたぐ場合 ⑬当該年度 3 月分の経費の支払が収支報告書の提出期限（翌年 4 月 30 日）以降の場合

(4) 議会改革に向けた取組事項

取組事項	関係条文
SNS利用ガイドラインに係る勉強会を実施すること	第3条第3号 第15条
【実施内容等】 SNS利用ガイドラインに係る勉強会としてSNS利用ガイドライン等を策定済みの自治体へ行政視察（長浜市、さいたま市、日高市、江戸川区）を行い、本市議会の参考とした。	

取組事項	関係条文
SNS利用ガイドラインを策定すること	第3条第3号 第15条
【実施内容等】 令和8年1月21日、青森市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインを策定した。	

3 達成度合いの評価

検討項目	達成度合いとその理由	
	達成評価	理由
④議員の政治倫理と政務活動	3.5	【自民クラブ会派 3点】 ・政務活動費については、収支報告や会計帳簿の公開が行われ、一定の透明性は確保されている。また、支出基準の見直しや関係書類の公開対象も明確化されており、適正な執行に向けた制度整備は進んでいる。一方で成果の見える化の不足などはさらなる改善が求められる。 【創青会会派 4点】 ・適切な運用が図られており、おおむね良好に実施されていると考えるため。 【市民クラブ会派 4点】 ・議会改革の取組としてSNS利用ガイドラインに係る勉強会を行い、策定に至ったものの、引き続き、議会改革が必要と考えるため。 【公明党会派 3点】 ・SNS利用ガイドラインを立ち上げなければならない現状になったため。 【日本共産党会派 3点】 ・言論の自由はもちろんのことだが、SNSの発信について事実に基づかない主張を行う発信が見受けられているため。 【立憲民主・社民会派 4点】 ・SNS利用ガイドラインの策定などを評価する。

【達成評価について】

5 十分達成された

4 おおむね達成された

3 一部達成された

2 ほとんど達成されていない

1 未着手

※各会派における達成評価値を合算し、会派数（6会派）で除した値の小数点第2位を四捨五入して算出

2 参考資料

検討項目別会派等ごとの検討結果

検討項目① 政策等の監視と評価

会派名等	達成度合いとその理由	
	達成評価	理由
自民クラブ	3	・ 一般質問や予算・決算特別委員会における質問・質疑者は多く、一定の監視機能は果たされていると考える。しかし、政策後における政策評価に資する審議が十分に行われているとは言い難い。実行性のある評価機能としては限定的である。
創青会	3	・ 一定の取組は果たされているが、今後さらなる充実が望まれると考えるため。
市民クラブ	4	・ 資料提供の求めは少なかったと感じるものの、政策等の監視と評価はおおむね達成されたと考えるため。
公明党	3	・ 除排雪等に関する検証がまだ十分にされていないため。
日本共産党	3	・ 市長でなければ答弁できないような政策判断に対する質問について市長が答弁しない場面が散見されたため。
立憲民主・社民	4	・ 議会ごとに多数の議員が一般質問を行うことで、市への監視や評価は一定程度達成されていると考える。
山田議員	4	・ 市側からの提案に関しては定例会ごとの一般質問や委員会等での質疑によりおおむね達成されたと思われる。さらには統合新病院の整備場所、計画の策定の過程においては、全員協議会も開かれ、説明会だけにはとどまらない監視機能が働いたものとするため。
相馬議員	3	・ 議員によっては、市の政策等について問いただしたり、提案したりしていたため。
中村議員	3	・ 一般質問等で各議員が努力しているため。

【達成評価について】

5 十分達成された

4 おおむね達成された

3 一部達成された

2 ほとんど達成されていない

1 未着手

検討項目② 市民意見の反映と政策立案等の向上

会派名等	達成度合いとその理由	
	達成評価	理由
自民クラブ	3	・議会報告会においては年1回以上の開催がされ、令和5年度から令和7年度において6回実施されている。しかしながら、学校授業等の一環で行われる以外の報告会は参加者が少ない状況となっており、広く市民の意見を反映する仕組みとしては十分機能していると言い難い。また、政策形成及び立案能力の向上に向けた議員研修が限定的であった。
創青会	4	・おおむね適切に取り組まれていたと考えるため。
市民クラブ	3	・議員とカダる会等を通して、市民意見を集約しているが、議会を通して政策に反映されたかと言えば疑問が残るため。
公明党	3	・議員相互の討議が積極的に行われていないため。
日本共産党	2	・議員相互の討議について、本音で議論できる機会は少なかったと考えるため。
立憲民主・社民	3	・会派を超えての議員同士の意見交換の場があれば政策立案等の向上につながると思う。 ・議員図書室が充実しているとは言い難く、暗く入りにくい雰囲気を利用しにくいと感じる。
山田議員	3	・委員会ごとの議員とカダる会の開催により幅広いテーマで市民の声を伺うことができた点は評価に値する。しかし、その声を執行機関に届け、回答を得るだけにとどまったと思う。さらに市民の声を反映させていくためには、議員間討議が活発に行われ、個人ごとだけでなく、委員会ごとに政策立案ができるような取組が必要と思われるため。
相馬議員	3	・議員によっては、市民の意見を反映させた提案をしていたため。
中村議員	4	・一般質問等で各議員が努力しているため。

【達成評価について】

5 十分達成された

4 おおむね達成された

3 一部達成された

2 ほとんど達成されていない

1 未着手

検討項目③ わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保

会派名等	達成度合いとその理由	
	達成評価	理由
自民クラブ	3	・本会議及び全員協議会のインターネット配信、資料の公表など、情報公開の仕組み自体は整備されている。しかし、各委員会の会議資料は配信されているものの、各委員会のインターネット配信における設備が整っておらず、本会議及び全員協議会以外の情報が資料のみとなっていることから、市民の理解や関心の向上に十分つながっているとは言い難い。
創青会	3	・一定の取組は進められているが、より一層の充実が望まれると考えるため。
市民クラブ	4	・全ての会議が原則として公開して行われている点は評価するが、分かりやすいかは疑問が残るため。
公明党	4	・議員とカダる会の年2回開催、議会広報紙の見やすさなどで分かりやすい議会に努めているため。
日本共産党	2	・青森市議会会議規則において、質疑は自己の意見を述べるできないと規定しているが、市民に分かりやすい質疑とするためには改善の余地があると考えため。
立憲民主・社民	4	・議員とカダる会などで定期的に市民との対話の機会を設けており、一定程度目標を達成していると考え。
山田議員	3	・SNS等を活用した情報発信や、議会だより、ホームページでの議会運営の公表により市民に開かれた議会としての役割はおおむね達成したと思われる。しかし、傍聴者数や請願、陳情の傾向を見ると、特定の団体や内容に偏りがあり、市民の関心の広まりが見られないと感じた。さらなる市政への、議会への関心を持ってもらうための工夫や検討が必要と思われる。
相馬議員	2	・議員とカダる会での意見から、議会についての理解が広がっていないと感じるため。
中村議員	3	・議会広報紙、議員とカダる会を実施しているため。

【達成評価について】

5 十分達成された

4 おおむね達成された

3 一部達成された

2 ほとんど達成されていない

1 未着手

検討項目④ 議員の政治倫理と政務活動

会派名等	達成度合いとその理由	
	達成評価	理由
自民クラブ	3	・政務活動費については、収支報告や会計帳簿の公開が行われ、一定の透明性は確保されている。また、支出基準の見直しや関係書類の公開対象も明確化されており、適正な執行に向けた制度整備は進んでいる。一方で成果の見える化の不足などはさらなる改善が求められる。
創青会	4	・適切な運用が図られており、おおむね良好に実施されていると考えるため。
市民クラブ	4	・議会改革の取組としてSNS利用ガイドラインに係る勉強会を行い、策定に至ったものの、引き続き、議会改革が必要と考えるため。
公明党	3	・SNS利用ガイドラインを立ち上げなければならない現状になったため。
日本共産党	3	・言論の自由はもちろんのことだが、SNSの発信について事実に基づかない主張を行う発信が見受けられているため。
立憲民主・社民	4	・SNS利用ガイドラインの策定などを評価する。
山田議員	4	・SNS利用ガイドライン策定に向けた勉強会等の実施により、議員の政治倫理の向上に努めたと思う。また政務活動費に関しては手引の見直しもされ、市民への情報公開も適正に実施されたと思うため。
相馬議員	3	・政務活動費の報告については適正になされている一方で、議員の倫理性、品位の保持については十分に達成されているとは言い難いとするため。
中村議員	1	・政治倫理条例を制定すべきであるとするが、まだ着手されていないため。

【達成評価について】

5 十分達成された

4 おおむね達成された

3 一部達成された

2 ほとんど達成されていない

1 未着手